名称　塩釜第一号灯浮標
位置
所在地　宮城県仙台塩釜港塩釜区（水島の南西方約四二〇メートル）
北緯　三八―一九―〇七
東経　一四一―〇五―五三
変更した事項
位置
所在地　宮城県仙台塩釜港塩釜区（地蔵島灯台の東方約二・四キロメートル）
北緯　三八―一九―〇七
東経　一四一―〇五―五二
変更年月日　平成二十六年七月二十六日

名称　塩釜第五号灯浮標
位置
所在地　宮城県仙台塩釜港塩釜区（地蔵島灯台の西南西方約三八〇メートル）
北緯　三八―一九―一九
東経　一四一―〇四―〇一
変更した事項
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
変更年月日　平成二十六年七月二十六日

**○環境省告示第九十九号**

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年九月十八日

環境大臣　望月　義夫

表1，1―ジメチルピペリジニウム＝クロリド（別名メピコートクロリド）の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 1―（4，6―ジメトキシピリミジン―2―イル）―3―（2―エトキシフェノキシスルホニル）尿素（別名エトキシスルフロン） | 300μg／1 |
| アンモニウム＝N―（ホスホノメチル）グリシナート（別名グリホサートアンモニウム塩）、イソプロピルアンモニウム＝N―（ホスホノメチル）グリシナート（別名グリホサートイソプロピルアミン塩）、カリウム＝N―（ホスホノメチル）グリシナート（別名グリホサートカリウム塩）及びナトリウム＝N―（ホスホノメチル）グリシナート（別名グリホサートナトリウム塩） | N―（ホスホノメチル）グリシン（別名グリホサート）として6,200μg／1 |
| S―4―クロロベンジル＝ジエチル（チオカルバマート）（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ） | 26μg／1 |
| （RS）―2，2，2―トリクロロ―1―（ジメトキシホスフィノイル）エタノール（別名トリクロルホン又はDEP） | 0.11μg／1 |
| （RS）―1―［3―クロロ―4―（1，1，2―トリフルオロ―2―トリフルオロメトキシエトキシ）フェニル］―3―（2，6―ジフルオロベンゾイル）ウレア（別名ノバルロン） | 0.017μg／1 |
| 2，4，6，8―テトラメチル―1，3，5，7―テトラオキサシクロオクタン（別名メタアルデヒド） | 7,000μg／1 |

**○環境省告示第百号**

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年九月十八日

環境大臣　望月　義夫

表2―（4―ターシャリーブチルフェノキシ）シクロヘキシル＝プロパ―2―イニル＝スルフィト（別名プロパルギット又はBPPS）の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| （4S，4aR，5S，6S，10，12，12aS）―4―（ジメチルアミノ）―3，5，6，10，12，12a―ヘキサヒドロキシ―6―メチル―1，11―ジオキソ―1，4，4a，5，5a，6，11，12a―オクタヒドロテトラセン―2―カルボキサミド（別名オキシテトラサイクリン） | 0.07mg／1 |
| 2―アミノ―3―クロロ―1，4―ナフトキノン（別名キノクラミン又はACN） | 0.0055mg／1 |
| 3，―イソプチル―N―イソプチル―1，3，5―トリメチル―4，―［2，2―トリフルオロ―1―メトキシ―1―（トリフルオロメチル）エチル］ピラゾール―4―カルボキサミド（別名ピプルブミド） | 0.019mg／1 |
| 5―クロロ―N―｛2―［4―（2―エトキシエチル）―2，3―ジメチルフェノキシ］エチル｝―6―エチルピリミジン―4―アミン（別名ピリミジフェン） | 0.0039mg／1 |
| 3―アニリノ―5―メチル―5―（4―フェノキシフェニル）―1，3―オキサゾリジン―2，4―ジオン（別名ファモキサドン） | 0.015mg／1 |
| 4，―フルオロ―N―イソプロピル―2―［5―（トリフルオロメチル）―1，3，4―チアジアゾール―2―イルオキシ］アセトアニリド（別名フルフェナセット） | 0.029mg／1 |

**○関東地方整備局告示第三百四十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 |
|---|---|---|
| 土浦市粕毛字下谷原六五七番六から同市佐野子字備前川三六番四まで | 前 | 三五・八五～四四・〇七メートル |
| | 後 | 四一・四六～四四・〇七メートル |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所